一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百三十八号寒河江都市計画道路事業三・四・十一号柴橋日田線
三　事業施行期間　自平成十四年十一月二十九日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき公告する。

平成二十七年三月十二日　関東地方整備局長　越智　繁雄

名称　国営常陸海浜公園
位置　茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び長砂
区域　別紙図面の通り（略）

（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十七年三月十二日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十七年三月二十六日

○関東地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百二十七号　館山市那古字天ノ脇四四六番一から同市川名字鳥井抜八三四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十二日

○中国地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　周南都市計画道路事業三・二・三百一号中央通線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十二日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山口県周南市大字久米字鳥越、字弥平、字下毛向、字蔵光及び字流田地内
使用の部分　山口県周南市大字久米字下毛向及び字蔵光地内

○中国地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　周南都市計画道路事業三・三・二百五号国道山手線、三・四・二百十二号中央線、三・六・二百二十四号川端通線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十二日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山口県下松市大字末武中、大字末武中字鳥越、字西香力、字向香力及び字下和田並びに清瀬町三丁目、瑞穂町三丁目及び望町五丁目地内
使用の部分　山口県下松市大字末武中、大字末武中字向香力及び字下和田並びに清瀬町三丁目及び瑞穂町三丁目地内

○九州地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三十五号　佐賀県西松浦郡有田町原明字川ノ口甲一九七五番一二から同町原明字前山甲二一三二番二まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十二日

○北海道開発局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十二日から二週間北海道開発局及び同局函館開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百二十八号及び二百八十号
三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
函館市桔梗町四三四番一一地先から同市石川町二三一番一地先まで	一〇・三八～三九・九六	〇・二五四

四　指定する期日　平成二十七年三月十二日

○北海道開発局告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十二日から二週間北海道開発局及び同局函館開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百七十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
函館市桔梗町四三五番八五地先から同市赤川町一九九番四まで	二一・四四～八四・〇〇	二・六〇九

四　指定する期日　平成二十七年三月十二日